

令和4年4月5日

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課


旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定及び失格の基準について改正し、建設工事の請負契約の設定基準を次のとおりとし、令和4年4月7日以降に公告する入札から適用しますのでお知らせします。


1 改正の内容

ア 調査基準価格の引き上げ

① 営繕系工種

現行の算定式		改正後の算定式
直接工事費－（直接工事費×0.1） × 10分の9.7 共通仮設費 × 10分の9.0 現場管理費＋（直接工事費×0.1） × 10分の9.0 一般管理費等× 10分の <u>6.5</u> 調査基準価格 上記の合計		直接工事費－（直接工事費×0.1） × 10分の9.7 共通仮設費 × 10分の9.0 現場管理費＋（直接工事費×0.1） × 10分の9.0 一般管理費等× 10分の <u>6.8</u> 調査基準価格 上記の合計

② 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事であるもの

現行の算定式		改正後の算定式
直接工事費－（直接工事費×0.2） × 10分の9.7 共通仮設費 × 10分の9.0 現場管理費＋（直接工事費×0.2） × 10分の9.0 一般管理費等× 10分の <u>6.5</u> 調査基準価格 上記の合計		直接工事費－（直接工事費×0.2） × 10分の9.7 共通仮設費 × 10分の9.0 現場管理費＋（直接工事費×0.2） × 10分の9.0 一般管理費等× 10分の <u>6.8</u> 調査基準価格 上記の合計

※土木系工種に変更はありません。

イ 失格判断基準の引き上げ

① 土木系工種

現行の算定式

直接工事費	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>5.5</u>
失格判断基準		上記の合計

改正後の算定式

直接工事費	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>6.0</u>
失格判断基準		上記の合計



② 営繕系工種

現行の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>5.5</u>
失格判断基準		上記の合計

改正後の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>6.0</u>
失格判断基準		上記の合計



③ 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事であるもの

現行の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>5.5</u>
失格判断基準		上記の合計

改正後の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>6.0</u>
失格判断基準		上記の合計

